

平成27年度埼玉県保育関係事業の実施並びに 関係予算編成に対する要望について

埼玉県における保育事業の推進につきましては、日ごろより格段の御指導と御援助を賜り深く感謝申し上げます。

さて、少子・高齢化社会の進行や社会構造の変化は著しく、保育に対するニーズも多様化してきています。

特に保育所は乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場所であることから、子どもの健康を増進し、且つ、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることが必要となります。

その為には、行政をはじめ私たち保育関係者が子どもの立場に立って、健全な心身の発達が図れるよう、努めなければなりません。

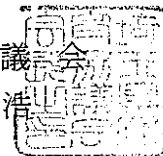
埼玉県保育協議会、埼玉県私立保育園連盟、日本保育協会埼玉県支部の3団体は、平成27年度予算編成にあたり別紙要望事項のとおり要望いたします。

つきましては、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。更に、国の予算の不十分な点については、県単独予算を確保いただきますようお願い申し上げます。

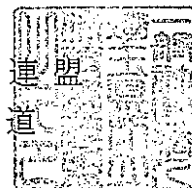
平成26年9月10日

埼玉県知事 上田清司様

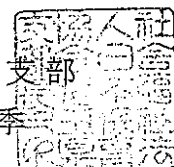
埼玉県保育協議会
会長 剣持



埼玉県私立保育園連盟
会長 森田弘道



日本保育協会埼玉県支部
支部長 池田玉季



1 保育人材の確保及び処遇改善について

埼玉県では、就学前児童数が減少する中でも認可保育所への入所申込み数は増加し、平成26年度は、前年と比べ3,863人申込者が増加している。また保育所入所待機児童数は、平成26年4月現在、905人に上っている。

埼玉県は待機児童の解消を図るため、5,500人分の受入れ枠を拡大するとしているが、保育所が果たす役割は多様化し職務内容が増大化する中で、職員処遇に関する改善はなされず県外への保育人材の流出を止められない状況である。

埼玉県においては、所要保育士配置基準を平成17年度から総数の合計の和を切り上げ、国の基準より高めることにより子どもの処遇向上が図られているが、これに対して保育所への財政措置は一切なされていない。これにより人件費等が圧迫され、職員の処遇がさらに低下している。

そこで、以下の事項について要望する。

- (1) 質の高い保育や子育て支援などを実現するためには、何にも増して保育従事者の確保が急務である。

国の基準を上回る配置を求めるならば、それに対応する財政措置をお願いしたい。また、ぜひとも県単独実施の処遇改善策を実現していただきたい。

- (2) 保育の質の向上について、埼玉県では平成25年度から保育士の研修の開催及び参加費用の補助がなされているが、実際には人員不足でなかなか研修に参加することはできない。

新制度では2日分の研修代替要員費が保育単価に加算される予定となっているが、それを上回る人員配置ができるよう、予算の確保をお願いしたい。

- (3) 運営費等の地域区分については、必ずしも地域差に配慮したものになっていない状況である。特に、東京都特別区が1級相当の18%であるのに対し、埼玉県内地域では5級相当の6%であり、埼玉県は東京都の3分の1であり、大きな地域格差が生じている。

職員一人当たりの平均勤続年数に応じた民間施設給与等改善費加算については、10年以上の年数は一律の加算率となっており、保育の専門性をより高めていくのに欠かせない職員のキャリアパスが組めない状況である。

保育者が、安心して長く働くための処遇の向上及び保育の質の向上、保育人材の確保を図るため、国に見直しを要望していただきたい。見直しが実現しない場合には、県単独の上乗せ等の補助制度を創設していただきたい。

2 施設整備費について

以下の事項について要望する。

- (1) 老朽化の著しい保育所について、施設機能の強化や利用者サービスの質の向上を図るため、施設の増改築や設備の改善を積極的に進められるよう、平成27年度以降も、国が交付する子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)が継続されるよう要望していただきたい。

なお、継続されない場合は、県単独の整備費補助制度を創設していただきたい。

- (2) 参議院付帯決議にある安心こども基金の水準維持がはかれるよう、国に働きかけていただきたい。

- (3) 最近の建設資材等の高騰により建築単価が上昇しており、実勢価格に応じた補助金額に見直しをしていただきたい。

3 子どもへの処遇改善について

保育現場では、発達障害に対する認知度が高まったことにより、今まで以上に細やかな配慮・支援を必要とする子どもが顕在化している。しかし、子どもが障害認定をされない場合は補助制度がなく、保育現場では気になる子どもに対する十分な処遇に欠けることが懸念される。

そこで、以下の事項について要望する。

- (1) 子どもの処遇の向上のため、県・市町村による専門家チーム等により、気になる子を県独自の認定制度を設けていただきたい。また、障害児一人に対しパート職員を一人付ける必要があるほど、その保育は難しい状況であることから、障害児保育事業費を現行の3：1を2：1へ引き上げていただきたい。

なお、保育所への入所月からを補助対象としていただきたい。

- (2) 乳幼児のアレルギー有病率は5～10%といわれており、5人に一人は発症の危険性をはらんでいる。保育所では、個々の状況に応じた安全な給食を提供するため、現場の職務が増えている現状がある。

平成23年3月に厚生労働省が示した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく食事の提供を行うために、アレルギー等対応特別給食提供事業費を現行の2人以上の配分から、該当人数に応じた配分としていただきたい。

公定価格によって保育所と認定こども園との間で
子どもの処遇に新たな格差が生じないように、
国に対して要望して下さい

埼玉県における保育事業の推進につきましては日頃より格段のご指導とご援助を賜り深く感謝申し上げます。

さて、子育て支援新制度は「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなくてはならない」（子ども・子育て支援法第二条2）という理念のもとに平成27年実施に向けて進められています。ところが先般公表された公定価格の仮単価が示されましたが、保育所と認定こども園との間で子どもの処遇に新たな格差が生じ、子どもたちの保育・教育に大きな影響を与えるのではないかと危惧します。

具体的な格差は次の通りです。

- ① 認定こども園と保育所の単価の格差
- ② 保育士と保育教諭間の格差
- ③ 一号認定区分にのみ偏重した公定価格・加算による格差（学級編成加算、チーム保育加配加算、副園長設置加算）

私たちが日々行っている保育は、児童福祉法24条1項によって保障されています。子育て支援制度が新たな格差と矛盾を拡大し、現場に混乱を持ち込むことがないよう、国に対して次の項目について働きかけて下さるよう要望します。

子育て支援法の理念に基づきどの施設類型を利用してもこれまで以上の保育・幼児教育が提供できるようにするために

- ・施設類型間に格差を持ち込まない。
- ・公定価格に格差をつくらない。

平成26年9月10日

埼玉県知事 上田清司様

埼玉県保育協議会
会長 剣持浩

埼玉県私立保育園連盟
会長 森田弘道

日本保育協会埼玉県支部
支部長 池田玉季